

北上市訓令第4号

市長部局

北上市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市公印規程の一部を改正する訓令

北上市公印規程（平成3年北上市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
種類	公印 番号	刻印 文字	印 材	大きさ (ミリ メート ル)	保管 責任 者	摘要	種類	公印 番号	刻印 文字	印 材	大きさ (ミリ メート ル)	保管 責任 者	摘要
[略]							[略]						
職印	[略]						職印	[略]					
	4	[略]			同上	職印1及び2に依りがたい用途に限る。		4	[略]			福祉 部障 がい	身体障害者手帳、精神障害者 保健福祉手帳及び療育手帳の 記載事項変更事務用

[略]			
6	[略]	戸籍法（昭和22年法律第224号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び <u>北上市印鑑条例（平成3年北上市条例第104号）</u> に基づく書類並びに諸証明用	
[略]			
35	[略]	戸籍法、住民基本台帳法、墓	

			福祉 課長
[略]			
6	[略]	戸籍法（昭和22年法律第224号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</u> 、 <u>北上市印鑑条例（平成3年北上市条例第104号）</u> 及び <u>北上市住居表示条例（平成3年北上市条例第145号）</u> に基づく書類並びに諸証明用	
[略]			
35	[略]	戸籍法、住民基本台帳法、墓	

		地、埋葬等に関する法律、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、道路運送車両法及び北上市印鑑 <u>条例</u> に基づく書類並びに諸証明用
[略]		
43	[略]	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険受給資格証明書、諸決定通知書、諸承認通知書、諸認定通知書、福祉用具貸与に係る確認文書、介護保険サービスの利用者負担に係る諸通知書、家族介護用品支給券、おむつ使用確認書、 <u>障害者控除対象者認定通知書及び日本放送協会放送受信料の免除証明用</u>
[略]		
65	[略]	<u>通知カード、個人番号カード</u>

		地、埋葬等に関する法律、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、道路運送車両法、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u> 、北上市印鑑 <u>条例</u> 及び北上市住居表示 <u>条例</u> に基づく書類並びに諸証明用
[略]		
43	[略]	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険受給資格証明書、諸決定通知書、諸承認通知書、諸認定通知書、福祉用具貸与に係る確認文書、介護保険サービスの利用者負担に係る諸通知書、家族介護用品支給券、おむつ使用確認書及び <u>障害者控除対象者認定通知書用</u>
[略]		
65	[略]	<u>個人番号カード、在留カード</u>

						、住民基本台帳カード、在留カード及び特別永住者証明書用						及び特別永住者証明書用
[略]												
71		[略]										
72	<u>岩手県</u>	<u>木</u>	<u>方21</u>	<u>福祉</u>	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者等日常生活用具購入費等助成事業に係る助成決定通知書及び助成券並びに地域生活支援事業に係る交付決定その他の文書並びに日本放送協会放送受信料の免除証明用</u>							
	<u>北上市</u>			<u>障</u>								
	<u>長之印</u>			<u>がい</u>								
	<u>(専用</u>			<u>福祉</u>								
	<u>16)</u>			<u>課長</u>								
73	<u>北上市</u>	<u>木</u>	<u>方18</u>	<u>福祉</u>								
	<u>福祉事</u>			<u>部障</u>								
	<u>務所長</u>			<u>がい</u>								
	<u>印</u>			<u>福祉</u>								
				<u>課長</u>								

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。